

議案第 76 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 11 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 財産の表示

建 物

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 所 在 | 伊賀市平田 700 番地 |
| 構造及び面積 | 伊賀市平田小規模集会施設 木造瓦葺平屋建 58.04 平方メートル |

| | |
|--------|----------------------------|
| 所 在 | 伊賀市平田 700 番地 |
| 構造及び面積 | 倉庫・物置 木造瓦葺 49.20 平方メートル |

2 相手方

伊賀市平田 3459 番地 5

平田東町町内会

代表者 橋本 敏明